（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係（法第十九条第三項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正）

第十五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第十六条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、「次条及び第三十条」を「次条第一項及び第三十条第一項」に、「次条に」を「次条第一項に」に、「次条及び第二十九条において」を「以下」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項及び第三十条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三十条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた創業者である中小企業者（法第二条第二十九項第五号に掲げる創業者を含む。）が特定法人である場合における保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

附　則

この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎